

フランスの家庭ごみ収集税

伊 藤 悟

はじめに

- I フランスの家庭ごみ収集税の基本的構造
- II フランスの家庭ごみ収集処分の現状
- III フランス廃棄物税の今後

おわりに

はじめに

今から27年前の1983年から1年間ほど、大学院生の時にパリを中心にフランスに留学をした経験があるが、そのころのパリは、目の前に広がる光景は華やかで誰もが憧れる街であったが、目の下はごみだらけでペット犬のフンが飼い主により処理もされずあちこちの路上や歩道上にあり、それは汚い街で、足元に気をつけないと酷い目にあう街であった。その後、何度かパリを訪れたが、さすが世界一の観光立国フランス⁽¹⁾の首都・パリという印象を受けている。四半世紀も前に見た放水による路上清掃（放水栓にホースをつなぎ、または専用の蛇口から放水し放水して有名なパリの下水道に路上のごみを一掃して洗い流す）は、ごく一部の地域では見ることができたが、あちこちで行っているようには見えなかった。また、ペット犬の排泄物（*déjections de son chien*）も路上には見当たらなかった。飼い主のマナーが良くなったのか、パリ市などによる規制⁽²⁾の成果かは知らないが、今のパリ市内は下を気にせず歩ける街にな

った。かつて、フランス人は「私の仕事ではない C'est pas mon service」
とか言って、路上にごみを散らかし、それを清掃員がホウキで集塵
し下水溝に流すという光景は、今のパリにはないようである。

ところで、税法学から環境問題を検討するとき、両者の接点とし
て「環境税」という税が対象とされる。環境税は、従来の財政収入
を確保するための税制からみると異常・奇異な税である。環境税は、
基本的には、収入目的という既存の税目的を重視していないからで
ある。21世紀環境時代の税制として注目される環境税であるが、そ
の導入には障害も多いのが現実である。ただし、日本でも、廃棄物
処理にかかる税制は、相当数の自治体において採用されている⁽³⁾。
この廃棄物税制も環境税の一種とみるべきであろう。

本稿で紹介するフランスの「家庭ごみ収集税 la taxe d'enlèvement
des ordures ménagères : TEOM」(本稿で「本税」と略す)は、
廃棄物の排出量に応じて課される税として一般的に理解されている
廃棄物税 (la taxe sur les déchets ménagersとフランスでは別表記
し、またイギリスのLandfill Tax、ベルギーではピクニック税 la
taxe pique-niqueなどとして知られているもの)とは税のシステム
設計が異なる。廃棄物税は、基本的には、廃棄物の収集処理に係る
経費支弁のため、またはごみ排出抑制のために課徴されるものとな
っている。その今日的目的はごみ削減にある。フランスの家庭ごみ
収集税は、ごみ処理経費に充当されるが、ごみ排出者に対する課税
ではなく、不動産所有者に課徴されている。そのため、ごみ排出量
に対応した課税は、基本的には、この税では考慮されていない。

本稿の主たる目的は、フランス家庭ごみ収集税の紹介にある。し
かし、それだけでなくフランスの廃棄物事情と本税との関係、また
ベルギーのピクニック税をフランスに導入するか否かの最近の論議
なども紹介し、フランス廃棄物処理と税との関係を検討する。また、
本税は、一般的な廃棄物税とシステム設計が異なることから、一般
的廃棄物税との比較として、広く廃棄物税のあり方を検討する一材
料となると考える。

I フランスにおける家庭ごみ収集税の基本構造

1 創設

家庭ごみ収集税は、フランスで課徴されている税目が掲載されている租税一般法典（Code général des impôts : CGI）⁽⁴⁾では、その1520条から1526条までに、市町村（commune）の直接税の一つとして規定されている。本税は、市町村の選択的課税とする任意課税の税目とされる。

本税は、現在のような市町村税としては1959年1月より施行された同年1月9日オルドナンス1条および2条により創設されたとされる⁽⁵⁾。その後、1975年度財政法律である1974年12月30日法律1129号（Loi n° 74-1129 du 30 décembre 1974 de finances pour 1975）の14条Ⅱに規定され⁽⁶⁾、市町村税として整備された。同14条Ⅱは、次のように規定した（カッコ内は筆者の仮訳）。

II. 1. Les communes, leurs groupements ou les établissements publics locaux qui assurent l'enlèvement des ordures, déchets et résidus peuvent instituer une redevance calculée en fonction de l'importance du service rendu. (市町村、市町村団体、または汚物、廃棄物および不要物の収集をなす地方公施設法人は、当該収集業務量に応じて計算される手数料を制定することができる。)

2. La redevance est instituée par l'assemblée délibérante de la collectivité locale ou de l'établissement public local qui en fixe le tarif. Elle est recouvrée par cette collectivité, ce groupement ou cet établissement ou, par délégation de l'assemblée délibérante, par le concessionnaire du service.

(手数料は、自治体または地方公施設法人の議会により制定され、同議会が料率を確定する。手数料は、自治体、自治体団体、または地方公施設法人により徴収される。また議会の委託に基づき、業務受託者により徴収される。)

Les groupements de communes peuvent cependant renoncer à percevoir directement la redevance ou la taxe et laisser ce soin et la liberté de choix entre ces deux ressources à chacune des communes qui les composent. (市町村団体は、手数料または税の直接的な徴収をやめて、その構成市町村ごとにこれら手数料または税のうちいずれかを選択する自由を認められる。)

3. (Abrogé). (削除)

4. A titre exceptionnel, les communes, leurs groupements ou leurs établissements publics pourront jusqu'au 1^{er} mars 1975 instituer pour l'exercice en cours soit la redevance, soit la taxe d'enlèvement des ordures ménagères et en fixer l'assiette et le tarif ou le montant à mettre en recouvrement. (特例として、市町村、市町村グループ、または市町村設置公施設法人は、1975年3月1日までに、当該財政年度のために家庭ごみ収集手数料または税を制定し、算定基礎および料率、または徴収総額を確定することができる。)

1975年は、1972年にスウェーデンのストックホルムでの国連人間環境会議が開催され、ヨーロッパでも環境問題が深刻化し、各国での環境問題対策が具体化してきたころである。また一方で、ローマクラブのレポート『成長の限界』(The Limits to Growth、フランスではHalte à croissance?)が1972年に発表され、天然資源の枯渇が問題ともなっていた。72年の人間環境宣言(Declaration of the United Nations Conference of the Human Environment、Déclaration finale de la Conférence des Nations Unies sur l'environnement、ストックホルム宣言)の第6原則(有害物質の排出規制)や第7原則(海洋汚染の防止)⁽⁷⁾を背景に、ヨーロッパでは「廃棄物」(英語ではWaste、フランス語ではdéchets)の定義用法も定まり、72年「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and Other Matter、フランス語ではLa Convention sur la prévention

de la pollution des mers résultant de l'immersion de déchets、ロンドン条約、または海洋投棄規制条約）が締結され、75年に発効している。1975年は、ヨーロッパでは廃棄物元年であったといえる。

こうした背景において、ヨーロッパ連合（EU）の前身であるヨーロッパ共同体（EC）は、廃棄物に関する1975年7月15日指令を発表した。これを受けてフランスは、同日付で、廃棄物の処理および資源の回収に関する法律（la loi no 75-633 du 15 juillet 1975 relative à l'élimination des déchets et à la récupération des matériaux⁽⁸⁾、以下、本稿において「75年廃棄物法」とする）が制定され、廃棄物法制が共同体と調整し整備されることとなる。

家庭ごみ収集税は、1970年代のヨーロッパ環境問題の認識以前から税目としてはフランスに存在してはいたが、これらを背景に、行財政的配慮の下に、ごみ処理問題との連携で整備され拡大していったと考えられる。

今日、家庭ごみ収集税は、家庭ごみ収集処理を担当する市町村等が収納する任意設置の目的税的税目である。しかし、本税は、ごみ収集サービスに対する対価としての税ではない。しかしながら、これらをめぐる議論が重ねられ、2004年度財務法律⁽⁹⁾ 107条による同一市町村内でごみ収集サービスに応じた異なる税率での地区（zone）ごとの税率設定が認められるなどの改正が行われている。

2 家庭ごみ収集税の基本

フランスの家庭ごみ収集税の基本的事項は、現行の租税一般法典1520条から1526条までに規定されている。この他にも関係法令はある⁽¹⁰⁾が、上記条項が基本である。先にも記したように、租税一般法典は、本税を市町村直接税のうち任意的税目（Taxes facultatives）とし、課税するかどうかは市町村に委ねている。フランス税制において、税は、impôt、taxe、contributionなどと表記されるが、このうちimpôtが財政原則のノン・アフェクティオン原則（収入を特定支出に充当させない原則、税は目的税ではなく普通税が原則）を表現する

ものとして普通税的税目を表記するのに対して、taxeは特定支出に充当される目的税的税目を表記するものと概念されている(ただし、taxeの用法は英語の影響もあり、現実の税制では必ずしもtaxeが目的税であるとも言えない)。本税は、市町村直接税ではあるが市町村の任意的選択課税税目であり、ごみ処理経費の主要財源である目的税の性質を持っている⁽¹¹⁾。

(1) 課税団体 本税を課税団体は、原則、市町村である。しかし、すべての市町村が無条件に本税の課税ができるものではない。1520条は、本税の課税団体に関する規定であるが、家庭ごみ収集処理を実施する市町村に対して本税の制定が認められている(Les communes qui assurent au moins la collecte des déchets des ménages peuvent instituer une taxe)。また、本税は、ごみ収集業務支出のうち、市町村が税としての性質を有しない通常収入により経費充当しない経費額のためのものとされる(une taxe destinée à pourvoir aux dépenses du service dans la mesure où celles-ci ne sont pas couvertes par des recettes ordinaires n'ayant pas le caractère fiscal)。したがって、ごみ処理経費が通常予算上の収入または手数料にて充当される市町村は、本税の課税をする必要はない。また、ごみ処理経費の処理として、市町村は、一般会計予算での処理、家庭ごみ処理手数料(redevance d'enlèvement des ordures ménagères : REOM)⁽¹²⁾ 徴収処理、本税の課税処理のうち一つを選択することができる。

フランスでは、税の収納を国および地方公共団体のほかに特定の公的団体にも認められている。したがって、家庭ごみ収集税は、現在、市町村単体、市町村グループはもちろんのほか、市町村立公施設法人(市町村事務組合等syndicats mixetes ou de communesの広域行政組織など)や市町村間協力設置公施設法人(établissements publics de coopération intercommunale : FEPCI)も収納することが認められている(CGI,art.1609 bis II)。そのため、関係市町村間、市町村と公施設法人との間の税務・財務的調整が必要となって

いる。これらが租税一般法典1520条から1526条以外の関係諸規定の内容であり、本税の課税関係を複雑にしている。しかし、実際には、フランスのごみ収集処理の大部分は、EPCIにより実施されているとも言われ、家庭ごみ収集税の便益を受けているのはEPCIである⁽¹³⁾。

本税は、市町村の選択的課税が認められるものである。それゆえ、市町村は、課税するか否かを決議しなければならない。その期限は、課税の前年度の10月15日前までとされる（CGI,art.1639 A-bis II-1）。

（2）納税義務者 租税一般法典1521条は、本税の納税義務者を、地方直接税の一つ既建築不動産税（taxe foncière sur les propriétés bâties）が課税される不動産所有者としている（La taxe porte sur toutes les propriétés soumises à la taxe foncière sur les propriétés bâties）。また、同1523条も、本税が所有者名義で課税される（La taxe est imposée au nom des propriétaires）と規定する（用益権者 usufruitiersも含められている）。本税は、課税年度の1月1日が賦課期日となっており（CGI,art.1526）、1月1日現在の既建築不動産所有者に1年分が課税される（CGI,art.1415）。この既建築不動産とは、日本民法86条が「土地及びその定着物」を不動産としているが、その不動産を既建築不動産と未建築不動産とに区分し、定着物がある土地とその定着物を一体として概念している不動産である。

本税の納税義務者は、既建築不動産税の納税義務者と原則として同じである。したがって、既建築不動産税の納税義務者ではない者は、本税の納税義務者に原則としてならない。ただし、いくつかの例外もある（例、不動産税の新築2年課税除外特例を受けている者は本税の納税義務を負う）。

また、家庭ごみの排出者と本税の納税義務者との間に関連がないことに注意しなければならない。したがって、ごみを自己処理している者も、不動産所有者である限り、本税の納税義務者となる。アパートなどの借家人は、不動産所有者ではないので、家庭ごみを排出しても本税の納税義務者にはならない。しかし、この場合、家主が本税負担分をその借家人に家賃等に含めて転嫁することが認め

られている。

建築物が建っている既建築不動産所有者であっても、その建物が工場の場合には、本税の課税がない (CGI, art. 1521- II)。また、商業施設についても、市町村の決定により、本税を非課税とすることができる (CGI, art. 1521- III - 1)。

同一市町村内でも、ゴミ収集処理がなされない地区の不動産所有者も、本税の納税義務者とはならない。

(3) 税額計算等 租税一般法典1522条は、本税が不動産税の課税標準に基づき算定される (La taxe est établie d'après le revenu net servant de base à la taxe foncière) と規定する。不動産税の課税標準は、不動産賃貸価格を基に計算される既建築不動産税のものと同額である⁽¹⁴⁾。本税の税率は、各市町村がその議会にて課税年度の3月15日までに決定し、市町村所管の税務官署 (services fiscaux) に伝えなければならない (CGI, art. 1639 A)。その税率は、基本的には、市町村のごみ処理経費として充当すべき総額を基に算出されたものであるべきであるが、市町村の裁量に委ねられている (1970年までは税率150%の上限があった)。したがって、フランスにおける標準的税率は定められておらず、各市町村が独自に決定している (パリ市は2009年度で5.75%であった⁽¹⁵⁾)。また、かつて市町村内同一税率が基本であったが、廃棄物処理に関する地区設定が行われた結果⁽¹⁶⁾、複数の地区を設定している市町村では、地区ごと異なる税率の設定が行われている。なお、人口5千人未満の小規模市町村は、本税の税率に関する決議方式につき特例がある (CGI, art. 1525)。

本税は、市町村税である既建築不動産税の課税通知書に税額が記載され、同税とともに課徴される。すなわち、本税は、既建築不動産税の付加税であるといえる。不動産税の課税通知書には、上部にその不動産所有者の住所・氏名が記載され、中央に既建築不動産と未建築不動産とに上下に大きく区分し、縦欄に土地台帳上の賃料評価額を基に算出された土地台帳所得 (revenu cadastral) を課税標準 (base) として記載し、その横欄に市町村、市町村事務組合、市

町村間団体、県、州の税率、またパリ市を中心とするイル・ド・フランス州の事業所税の税率、並びに任意課税である家庭ごみ収集税の税率が記載され、該当する税率に課税標準である土地台帳所得を乗じ各税額（cotisation）を算出記載し、その合計額に国の徴収事務負担が加算され、住宅用不動産に対する控除後の金額が最終的に記載されている⁽¹⁷⁾。

フランスの市町村税の課税は市町村の権限であるが、すべての税徴収事務は、フランスでは、国の会計官の権限とされる。家庭ごみ収集税は、1月1日現在の不動産所有者を基に、課税台帳（rôle）が作成され（CGI, art.1526）、課税通知書が9月末ころまでに彼らに送付され、10月15日までに1年分を納付することとなる（月額割も可能）。

3 パリ市の家庭ごみ収集税

ここで、家庭ごみ収集税の具体的な事例として、パリ市（La ville de Paris）のものを紹介する。パリ市は、フランスの市町村の中では、特殊な市町村であることに注意しなければならない。フランス本土には22州（Région）95県（Département）36,570市町村があるが、パリ市はパリ県の唯一の市町村であり、他県ではこのようなことはない。パリ市は特殊な市町村である。

パリ市は、20の区により構成され、その人口は約220万ほどである。このパリ市のごみ処理は、収集については市が中心となって行っているが、その処理については1984年設立のパリ都市圏家庭ごみ処理市町村間組合（Syndicat intercommunal de traitement des ordures ménagères (SYCTOM) de l'agglomération parisienne）が実行している⁽¹⁸⁾。SYCTOMは、パリ市内のみならず、近隣84市町村のごみ処理を行っている。パリ市は、パリ都市圏SYCTOMに対して、2008年度において1億2000万ユーロの手数料支払いしている⁽¹⁹⁾。

パリ市の家庭ごみ収集税は、上記の基本的設計のとおりである。その税率は、2009年度が5.75%であったものが、2010年度では8%増

の6.21%とすることがパリ市議会で2010年3月29日可決されている⁽²⁰⁾。その税収は、2004年度3億3100万ユーロ、2005年度3億4000万ユーロ、2006年度3億4900万ユーロ、2007年度3億5800万ユーロ、2008年度3億6600万ユーロと増加してきている⁽²¹⁾。パリ市民一人当たりの負担額では、166ユーロ（3億6600万ユーロ/220万人）となる。本税の納税義務者は、既建築不動産の所有者であり、ごみ排出者ではない。したがって、1人世帯と、2人以上の世帯との間で、ごみ排出量が倍以上の相違があっても、本税の負担は所有不動産評価額が同額であれば同額負担である。この点が本税に関する市民的不満にもなっている。

II フランスの家庭ごみ収集処分の現状

フランスは、国土が日本の約1.5倍（フランス54万km²/日本37万km²）、人口が日本の半分（フランス6074万人/日本12739万人H22.4.1現在）である。ごみ処理は、日本と同様、最終的には埋立処分をしている。当然、ごみ排出量の増加等によるごみ問題はフランスでも発生している。

1 フランスにおける家庭ごみの処理

先の75年廃棄物法1条は、廃棄物とは、生産、運搬、使用の過程でのあらゆる残渣であり、廃棄されたもしくは所持人が廃棄しようとするあらゆる物質、材料、製品、またはより一般的にはあらゆる動産である（*Est un déchet au sens de la présente loi tout résidu d'un processus de production, de transformation ou d'utilisation, toute substance, matériau, produit ou plus généralement tout bien meuble abandonné ou que son détenteur destine à l'abandon.*）とする。日本では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」と略す）2条において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質

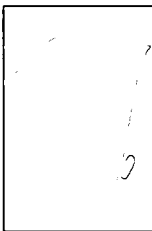
及びこれによつて汚染された物を除く。）」とされ、物質的形狀、状態および性質などのみをあげているのに対して、フランスの定義は、「所持人が廃棄しようとするあらゆる物質」というように、人の意思につき付言しているところに特徴があるといえる。

また同法2条2段によると、廃棄物の処理とは、収集、運搬、保管、分別および再生利用または熱回収に必要な処分をいう（L'élimination des déchets comporte les opérations de collecte, transport, stockage, tri et traitement nécessaires à la récupération des éléments et matériaux réutilisables ou de l'énergie）。日本での廃棄物処理法1条が「廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等」の処分と規定しているが、フランスの廃棄物処理もこれとほぼ同じである。

家庭ごみの処理は、市町村のものとされる（75年廃棄物法12条1段：Les communes ou les groupements constitués entre elles assurent, éventuellement en liaison avec les départements et les établissements publics régionaux, l'élimination des déchets des ménages、この条項は現行の地方公共団体一般法典（Code général des collectivités territoriales）2224条の13に規定されている）。これも、日本と同じである。

以上の基本的条項から、家庭ごみの処理は、市町村において、収集、運搬、保管、分別、最終的処分（通常、焼却等の中間処理の後、埋立処分）がなされる。これは、ほぼ日本のシステムと同様である。

2 フランスごみ処理の特徴～パリ市を中心に



フランスのごみ収集処理は、日本のものと基本的には同じで、収集、運搬、中間処理（分別、リサイクル、焼却）、処分となされている。日本との比較において、フランスのごみ処理の特徴をあげると、ごみ袋ではなく英語でビン（bin）と呼ばれるフタ付きの容器（フランスでは単にbacもしくはbac poubelle、

または *poubelle à roulettes* と呼ばれている) (写真参照⁽²²⁾) が使用される。これにより、収集担当者は、ごみ袋内の割れたガラス等での指などの負傷をするということが少なくなり、また特殊なごみ収集車で機械的にごみ収集がなされることにより、重いごみ袋を持ち上げる必要もなく、彼らのごみ収集労働負担が軽減されている。

パリ市では、黄色フタ容器 (*le bac à couvercle jaune* または *le bac jaune*)、白色フタ容器 (*le bac blanc*)、緑色フタ容器 (*le bac vert*) の 3 種が利用され、またこれら容器で収集されずに販売店等で回収する家庭廃棄物もある。リサイクル可能な紙、カン、ペットボトルが黄色フタ容器 (週 2 回収集) にごみ袋に入れずにバラで投入することとされ、リサイクル可能なビン類が白色フタ容器 (週 1 回収集) に、そしてそれ以外の食品残渣 (ごみ袋に必ず入れ投入)、少量の庭木の枝葉、リサイクル不能な包装材やガラスが緑色フタ容器 (毎日収集) に投入することとされ、電池、家電製品などは販売店に、医薬品や注射器などは薬局に、家具や衣服などはごみ回収場 (パリ市内 6 か所) にて回収されている⁽²³⁾。しかし、パリでは、分別に困ったら、緑色容器に廃棄物を投入してよいようであり、完全な分別を規制してはいない。容器は、黄色フタの容器が 1 人当たり 12 リットル、白色フタの容器が 1 人当たり 2 リットル、緑色フタの容器が 1 人当たり 10 リットル、と決められており、その住居者数に応じた容量のものがあ、パリ市が支給している。

今一つの特徴として、パリ市内の路上に空ビンを回収する緑色のボックス (*colonne*) が配置されている。これは、かつて、公園や広場に置かれていた貨物トラックの荷台みたいな鉄の箱が置かれ、ワインの空き瓶など市民がそこに投入していたものを、現代的容器にて行っている。当時の容器は、鉄製で大きく、フタのない容器であったことから、空ビンを投入するたびに、その音が街中に響いていた。今のボックスは、防音対策がされているようである。パリ市の家庭ごみ収集は、ほぼ戸別収集 (*collecte en porte-à-porte*) に近いものとして実施されている (市民の 65% が享受している) が、このボッ

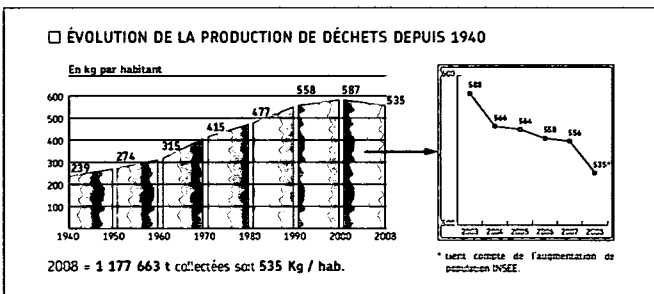
クスがあることで、また路上や公園などにごみ入れを配置することで、パリ全体の家庭ごみ収集を確保している。最近のパリ市内には、路上にも多くのごみ入れが設置されている。それも鉄製のものから、簡易なごみ袋を利用したものへと進化している。観光都市を維持するための一つの方策がここにあるとも言える。

パリ市内の路上等のごみ清掃は、今日でも、行われている。公道に面している不動産所有者は、路上清掃税（Taxe de balayage : TB）の負担を課されている（CGI, art.1528, 1529, et 1530）。

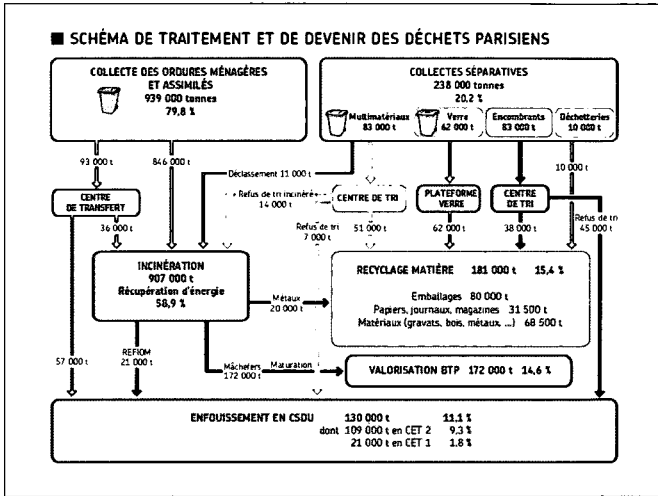
3 パリ市の家庭ごみの現状

パリ市内で収集される家庭ごみ量は、年間117万トン（2008年度）とされ、パリ市民一人当たり年間535kg（分別ごみを除くと357kg）、1日1465gの家庭ごみ（リサイクルごみ、事業系ごみを含む）を排出している⁽²⁴⁾。これは、日本の排出量（1033g）⁽²⁵⁾と比べ、多いと言える。したがって、フランスは日本と同様ないし日本以上のごみ問題を抱えているとも言える。ただし、日本より国土が広く、人口が少ないフランスでは、日本的な最終処分場の逼迫問題はないかもしれない。

次の図は、1940年からのパリ市廃棄物排出量推移を示したものである⁽²⁶⁾。2003年からのグラフでは、排出量が減少してきていることを示しているが、全体量としては、日本との比較において相当量の排出とみることができる。



また、パリ市の廃棄物処理の概略を示したものが、次の図である⁽²⁷⁾。



家庭ごみの多く（79.8%、93.9万トン）は、緑色フタ容器に投入され、毎日収集されている。中間処理として、焼却（Incineration）がなされ、最終処分場に埋立（Enfouissement）処分される。分別回収される分別ごみについてみると、分別拒否（Refus de tri）される家庭廃棄物が、紙・金属で83000トンのうち7000トン、粗大ごみ（Encombrants）では45000トンが埋立処分されている。この数値は、特に黄色フタ容器に投入されるリサイクル可能分別ごみが十分に市民により分別されていないとも見受けられる。

Ⅲ フランス廃棄物税の今後

1 家庭ごみ収集税の増税

フランスにおいても、家庭ごみ排出量が増加してきており、リサイクルも拡大してはいるが、そもそもの家庭ごみ量の増加は、パリ市の事例をみても理解される。したがって、その処理経費は増大し、家庭ごみ収集税は、パリ市のみならず、フランスの全土の市町村にて増税の方向にある。

市町村は、ごみ処理経費を、①一般会計予算で、②家庭ごみ収集手数料、または③本税のいずれかにて財務的処理ができる⁽²⁸⁾。本税の採用する市町村は、フランス本土全市町村のうち67%ほどであるとされる⁽²⁹⁾。全体的には、一般会計処理の市町村は少ないと予想され、本税または手数料の課徴がほとんどの市町村でなされているようである。

手数料は受益に対する対価として課徴されるが、本税は、根本的には家庭ごみ収集経費への充当という目的を有しているが、家庭ごみ収集等を行っていない市町村または地区での課徴は認められてはいないが、受益の対価としての税課徴ではないと説明されている。しかし、家庭ごみ収集の地区決定において、各地区でなされる行政サービスに応じて、またその経費に応じて、本税の税率を決定することが認められていることから、受益対価性については論議が多いようである。しかしながら、税である本税は、手数料ではないから、受益対価を考慮せずに税率等を決定できるとされる。

家庭ごみ収集処理の経費は、フランスでも、年々増加傾向にあるようである。これは、家庭ごみ排出量の増加のみならず、人件費、運搬諸費、管理諸費、特にフランスでは、大部分の市町村がパリ市同様、SYCTOMにごみ処理委託していることから、その手数料増も考慮されなければならない。

また以上とは別の増税原因として、フランス税制特有の原因があげられる。それは、国の会計官が本税の徴収をも含めて地方税徴収を担当することから、その国庫手数料負担が追加徴収されていることにより、この手数料増加があることで、増税となることである。この徴収手数料負担は、家庭ごみ手数料を課徴している市町村地区ではない。したがって、本税（TEOM）と手数料（REOM）とのシステム間での課題ともなる。

2 ピクニック税の導入論議

ピクニック税 (Taxe pique-nique) は、すでにベルギーで2007年から課税がなされており、2008年にフランスの環境大臣であるジャン＝ルイ・ボルロー (Jean-Louis Borloo) がリサイクルされないで捨てられる紙コップや紙皿に1キロ当たり0.9ユーロ (90セント) での課税を提言したことから、フランスでも論議されはじめている税である⁽³⁰⁾。しかし、この税の導入はされていない。

この種の論争は、フランスだけのことではない。環境担当行政が新しい環境税の導入を提唱し、それに反対する部署が行政内部にあり、環境税の導入が遅延する。環境税は、様々な形態があるが、基本的には、環境行動を誘因するための経済的手法である。導入遅延は、環境改善の遅延であるとも言える。税は、経済的負担であることから、経済 (企業の市場での利潤最大化) 活動への障害であることは事実である。しかし、生産・流通・消費までの従来の経済活動範囲に廃棄を含め (外部負経済の内部化)、21世紀「環境の時代」における経済活動を再構成しなければならないことは、十分に理解されているところである。行政は、予防原則に基づいた行動を要請されている。

ピクニック税は、家庭に持ち帰らずにポイ捨てされる紙コップ、紙皿、ペットボトル、アルミホイル、ラップ類に対する課税を目的としている。日本ではポイ捨てに対する制裁罰金による規制が採用されているが、この税は、これではなく税方式での予防を考慮するという点で新しい税である。飲料用のペットボトル、ビン、カンに対しては、すでに税ではなくデポジット＝リファンド制度 (単にデポジット制度とも言う) も活用されている。しかし、これら以外の使い捨て商品に対しては、ピクニック税方式も一つの経済的手法による環境施策であろう。

3 廃棄物処理に関する税財政法的課題

フランスの家庭ごみ処理をめぐる税財政システムは、地方公共団体一般法典により家庭ごみ処理を市町村が責任をもって行う事務とされ、その経費が一般会計、家庭ごみ処理税、家庭ごみ処理手数料のいずれかにより充当処理される。これは、日本のシステムとほぼ同様のものとなっている。

一般会計処理できる市町村では問題は起きないともいえる。処理ごみ量も少なく、これに係る財政支出も少額の地区であると推測できる。これに対して、本税または手数料を課徴する市町村では、ごみ量が増えたから税または手数料の課徴がなされるのであるが、ごみ減量が進展しないこともある。特に、本税は、ごみ排出量とは無関係の不動産賃貸借価額を基礎として課税されていることから、直接的なごみ排出との関係がなく、原因者負担に応じた課税が行われていないとも言える。また、手数料は、ごみ収集業務経費との連動があるともいえるが、（本稿では家庭ごみ手数料の実態を十分に把握できていないが）この点に関しては本税も根幹のところで連動しての税システムとされていることから、本税との区分ができないのではないかと疑問もある。両者の相違は、課徴金額の算定基礎を異にすることである。家庭ごみ処理経費の市民的負担としては、排出量に応じた税または手数料の課徴が望ましいと考えられる。しかし、税については応能課税原則が基本的に支配し、手数料については応益課税原則が支配する。家庭ごみ処理が市町村内のすべての市民に関係する事務であることに鑑みれば、その経費負担は、一律負担とする手数料よりは個々の市民能力を考慮する税による財政負担システムを採用することが望ましいものである。

フランスでは、家庭ごみ収集税（TEOM）または家庭ごみ収集手数料（REOM）、道路清掃税（TB）のほかに、1993年1月1日より家庭ごみ収集手数料を課徴していない市町村で経済活動から発生する廃棄物を処理する場合に義務的課徴金とされる特別手数料（Redevance spéciale）、キャンプ場手数料（Redevance camping）

もある。結果的に、フランスは、市民が活動することにより発生する市町村の廃棄物処理経費を普通税（一般会計の財源税）ではなく、特別の税または手数料で充当していると言える。

おわりに

フランスの家庭ごみ収集税は、ごみ排出量と相関関係をもって設計されていない。これは、不動産所有者に対する課税制度である。すでに検討したように、本税が家庭ごみ処理経費のためにあることは事実であり、その意味では受益の対応が求められることも十分に理解できるところである。しかし、フランスでは、本税は税であり、受益に対応する手数料ではないとし（別に家庭ごみ収集手数料の選択課徴も可能である）、本税のシステムが維持されている。

日本の廃棄物処理法 5 条 1 項は、「土地又は建物の占有者（占有者が不在の場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。」と規定し、同 2 項は、「建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。」と規定し、土地や建物の占有者に対して清潔の保持を求めている。廃棄物の排出は、市民の清潔保持の結果とも言える。市民の廃棄物の排出に対して、市町村がそれを収集、運搬、再生、処分等の処理をする。その経費は、市民からの一般財源収入である普通税を中心に充当されることを基本としているが、近年、ごみ減量目的の「手数料」課徴する市町村が日本においても増加してきている。日本のごみ収集手数料のシステムは、ごみ排出量に比例して手数料も増額されるという、従量課徴的なものが一般的である。しかしながら、土地や建物の所有者に対して、清潔保持責務を背景として、税負担を求めることも、一つのシステムとして認められるのではなからうか。その是非は、別途検討されなければならないが、一つのシステムとして、フランス型の家庭ごみ収集税の課徴も想定しうるものと考えられる。

廃棄物処理経費を市民に負担させるシステムは、フランスでは、一般会計処理、税処理、手数料処理の3つのものが設計されている。日本でも、同様である。ただし、税処理は岐阜県多治見市のみが採用している。大部分の市町村は、ごみ収集の有料化として、手数料徴収を実施している。一般会計処理は別として、今後とも増加するであろう家庭ごみ収集に対する特別課徴金負担は、税方式か手数料方式かは論議されるべき課題として残る。特に、税方式によるごみ処理経費充当システムと、手数料によるシステムとの基本的相違をどこに求めるかは、税財政法学的な課題であると考えている。この点に関して、フランスは、受益への対応の有無を基準としている。しかし、日本の廃棄物税のように廃棄物量に応じた税額計算をすると、手数料との厳格な区分は難しくなる。フランスの家庭ごみ収集税は、この点に関して、おもしろいシステムを採用したといえる。本稿が、日本での論議に何らかの参考になれば幸いである。

最後に、本稿が、故鈴木礼暁先生の追悼号である札幌法学に掲載する栄誉を受けたことに感謝します。筆者が初めて鈴木先生の業績に触れたのは、札幌法学16巻2号に掲載されていた「フランス地域民主主義の現状」と題する論稿であった。これを見たとき、日本では少数派のフレンチ・スクールが札幌大学にもいることに喜んだ。しかし、残念ながら、先生とフランス法政について論議することなく、先生の訃報に接した。現在、筆者が法学部ゼミナール協議会の顧問をしているが、前任者は鈴木先生であった。また、その活動の場として、鈴木先生の研究室であった7423研究室があてられ、初めて入ったときに、そこにはまだ山に積まれたル・モンド紙 (Le Monde) があり、先生の研究の一部を垣間見ることができた。ここに哀悼の意を表し、札幌大学のフレンチ・スクールとして、本稿を故鈴木先生に捧げる。

注

- 1 観光立国の評価は難しいが、一つの指標として主要国における「諸外国の外国人旅行者受入れ数の国際ランキング」が世界観光機関 (UNWTO) が発表している。これによると2008年において、フランスが1位、日本は28位となっている (平成21年版観光白書内に掲載の図Ⅱ-1-2-10「諸外国の外国人旅行者受入れ数の国際ランキング (平成19年)」参照、国土交通省観光庁ホームページ内<http://www.mlit.go.jp/kankocho/index.html>「観光白書」より)。日本は、その世界的知名度においてフランスと同じとも評することができるのに反して、外国人旅行者が来ない国と評価される。そこで、日本は、観光庁を発足させ、「観光立国推進基本法」を制定し、「観光立国推進基本計画」を策定し、観光立国を目指している。
- 2 2002年4月2日パリ市長規則 (arrêté du 2 avril 2002 : パリ市ホームページ内 >Paris Pratique >Environnement et propreté >Propreté des rues >Comment s'intégrer en ville avec son chien? (http://www.paris.fr/portail/pratique/Portal.lut?page_id=137) に掲載) がペット犬の排出物回収処理 (Le ramassage des déjections) を命じ、違反者には35ユーロの罰金が科されるようになった (Le non ramassage des déjections de son chien fait encourir à son maître une amende de 35€.)。
- 3 日本の廃棄物税は、三重県などをはじめ多くの自治体において採用されている。詳細は、「産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会最終報告」(平成16年6月28日、環境省ホームページ>廃棄物・リサイクル対策局>廃棄物処理の現状>検討会・懇談会<http://www.env.go.jp/recycle/waste/zei-kento/index.html>、または同検討会第10回での資料「産廃税の概要 (平成16年5月)」に詳しい) を参照。北海道が導入している法定外目的税「循環資源利用促進税」も一種の産業廃棄物税である。
- 4 本稿での租税一般法典をはじめとするフランス法令の引用は、別途引用表記しない限り、フランス政府が運用しているインターネット・サイト「Légifrance」(<http://www.legifrance.gouv.fr/>) に掲載されているものによる。
- 5 地方公共団体等の税制改革に関する1959年1月7日108号オールドナンス (Ordonnance n° 59-108 du 7 janvier 1959 portant réforme des impositions perçues au profit des collectivités locales et de divers organismes, JORF du 9 janvier 1959 p-622) 1条は、県の課徴税目の一つとして家庭ごみ収集税を定め、また2条では市町村も同税を課税することを認めた。この記述に関しては、Juris-Classeur Fiscal(éd. Juris-Classeur,2004),Impôts Directs Traité vol.12,1320-4 (以下「Juris-Classeur」と略する) を参照した。なお、本税の創設は、Loi du 13 août 1926 dite niveaux autorisant les communes et les départements à établir des taxesによるとする記述もある (Système d'Informations des Déchets en Rhône-Alpes:Sindraホームページ (<http://www.sindra.org/default.htm>) >Les chiffres clés en Rhône-Alpes >Publication :Bilan sur le financement de la gestion des déchets en Rhône-Alpes en 2007,p-1)。これにつき本稿執筆時において未確認である。

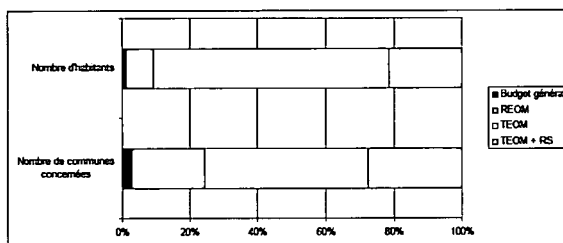
- 6 グローズ社 (DALLOZ) が発行している法典 (codes dalloz) の租税一般法典1520条の脚注では、同法律14条II-5とされているが、検証されない。
- 7 人間環境宣言 (ストックホルム宣言) は、宣言と題し7つの共通見解 (common outlook) に続き、共通原則 (common principles) として26の原則を定めた。その第6原則 (有害物質の排出規制) には「Principle 6 The discharge of toxic substances or of other substances and the release of heat, in such quantities or concentrations as to exceed the capacity of the environment to render them harmless, must be halted in order to ensure that serious or irreversible damage is not inflicted upon ecosystems. The just struggle of the peoples of ill countries against pollution should be supported.生態系に重大又は回復できない損害を与えないため、有害物質その他の物質の排出及び熱の放出を、それらが無害にする環境の能力を超えるような量や濃度で行うことは、停止しなければならない。環境汚染に対するすべての国の人々の正当な闘争は支持されなければならない。」と規定し、その第7原則 (海洋汚染の防止) には「Principle 7 States shall take all possible steps to prevent pollution of the seas by substances that are liable to create hazards to human health, to harm living resources and marine life, to damage amenities or to interfere with other legitimate uses of the sea.各国は、人間の健康に危険をもたらし、生物資源と海洋生物に害を与え、海洋の快適な環境を損ない、海洋の正当な利用を妨げるような物質による海洋の汚染を防止するため、あらゆる可能な措置をとらなければならない。」と規定した。
- 8 本法律は、ADMINET>Recherches dans le Journal Officiel de la République Française> J.O. LOIS ET DECRETS(<http://www.admi.net/jo/loi75-633.html>) より引用参照する。
- 9 Loi de finances pour 2004 (n° 2003-1311 du 30 décembre 2003), JORF n° 302 du 31 décembre 2003 page 22530.
- 10 Voir art. 1609 bis, 1609 quater, 1609 quinquies C, 1609 nonies A ter, 1609 nonies B, 1609 nonies D, 1636 B undecies ,1639 A bis et 1641 du CGI, aussi voir art.316 et 316 A de l'annexe II au même code.
- 11 フランス地方税財政に関する政府サイトであるBercy Collocのホームページ (<http://www.colloc.bercy.gouv.fr/index.html>) より、Finances locales >Fiscalité locale >la fiscalité directe >家庭ごみ収集税TEOMの解説文 (以下、「政府解説」とする) の冒頭文書を参照。なお、前掲Juris-Classeurでは、本税の性格につき、①任意選択課税 (La taxe est facultative) (n° 6-44) 、②目的税、反対給付に対する税 (La taxe correspond à notion de services rendus)(n° 45-51) 、③家庭ごみ収集手数料と両立できない税 ((La taxe est exclusive de la redevance pour enlèvement des ordures ménagères) (n° 52))、④キャンプ場税や商工業ごみ収集料との併科はみとめられる税 (n° 53) と、4つ記述している。また、本税は、既建築不動産税付加税 (taxe annexe à la taxe foncière sur les propriétés bâties) ともいわれている。

- 12 家庭ごみ収集手数料は、Art.14-II de la loi de finances pour 1975 (n° 74-1129 du 30 décembre 1974) (JO du 31/12/1974,p13244) に規定され、市町村等において課徴できるようになった。特に、1 項に「受益に応じて計算された手数料redevance calculée en fonction de l'importance du service rendu」と規定され、2 項 2 段落に議会の議決により販売特約店 (concessionnaire) により徴収できると規定されている。これは、日本の有料ごみ袋、またはシールの販売方式でのごみ手数料徴収と同じである。フランス語のRedevanceは、使用料とも、課徴金とも、負担金とも、訳すことができるが、本稿では「手数料」とした。
- 13 前掲・政府解説「Quand la percevoir ?」の項参照。
- 14 フランスの不動産評価の詳細については、日本住宅総合センター研究部編著『フランスの住宅・不動産税制』（日本住宅総合センター、2006年）159頁以下を参照。
- 15 パリ市ホームページ内家庭ごみ収集税ページ参照 (http://www.paris.fr/portail/pratique/Portal.lut?page_id=195) 。
- 16 V.art.9- I de la loi de finance rectificative pour 1969(L.n° 69-1160,24,déc.1969)。
- 17 不動産税課税通知書の書式は、フランス財務省租税総局ホームページ内 >Guide Impôts directs locaux >Accès par le avis d'imposition >à la taxe foncière et ses taxes annexesにて参照できる (http://doc.impots.gouv.fr/aida2007/brochures_idl2007/) 。
- 18 Rapport annuel sur la qualité et le prix du service public d'élimination des déchets à Paris 2008 (以下「パリ市廃棄物2008年度報告書」という) p-7.
- 19 パリ市廃棄物2008年度報告書26頁。
- 20 情報として正確であるかは疑わしいがパリ市議会議員のブログによるものである。
- 21 Mairie de Paris,Rapport financier de l'exercice 2008 (2008年度パリ市財務報告書) ,p-2, Analyse financière consolidée Ville et Département de Paris du CA 2004 au CA 2008.また、パリ市廃棄物2008年度報告書p26-28には、パリ市ごみ処理収支が記載されており、家庭ごみ収集税以外の収入も記載されている。
- 22 写真は、パリ市廃棄物2008年度報告書の表紙に掲載されていた緑色フタ容器の写真の切り抜いたものである。
- 23 パリ市ホームページParis Pratique>Environnement et propreté>Ordures ménagères, tri>Comment trier?(http://www.paris.fr/portail/pratique/Portal.lut?page_id=8584)に掲載されている分別メモ (Mémo du tri) 、パリ市廃棄物2008年度報告書 9 頁を参照。
- 24 パリ市廃棄物2008年度報告書 8-10頁。
- 25 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課『日本の廃棄物処理』（平成20年度版、平成22年3月）1 頁「ごみの排出状況」参照。
- 26 パリ市廃棄物2008年度報告書10頁より転載。
- 27 同上20頁。

フランスの家庭ごみ収集税（伊藤）

- 28 注5にて参考にした、Sindra, Bilan sur le financement de la gestion des déchets en Rhône-Alpes en 2007は、ローヌ・アルプス州の2007年度のごみ処理財務についての報告書である。ここに掲載されている次のグラフから、ローヌ・アルプス州（パリ市を中心とするイル・ド・フランス州につぐ人口密集地域、リヨン市が州都）では、ごみ処理経費を一般会計（Budget général）処理する市町村が一部残っているが、ほとんどの市町村で本税（TEOM）または手数料（REOM）を課徴しており、また特別手数料（RS）と本税とを課徴するところもあることが理解される。

Répartition des modes de financement



- 29 Maire info (<http://www.maire-info.com/index.asp>), déchets, article du 04/12/2007, «Financement du service d'enlèvement des ordures ménagères: prédominance de la TEOM».
- 30 フランス版Wikipédia(http://fr.wikipedia.org/wiki/Taxe_pique-nique)参照。そのほかにも、ネット検索すると、Figaro紙（たとえば、2008年3月25日付 [http://www.lefigaro.fr/impots/2008/09/15/05003-20080915ARTFIG00448-borloo-confirme-la-taxe-pique-nique- php](http://www.lefigaro.fr/impots/2008/09/15/05003-20080915ARTFIG00448-borloo-confirme-la-taxe-pique-nique-.php)）、Le Post(<http://www.lepost.fr/tag/taxe-pique-nique/>)などに、多数の記事がある。